

滝川市告示第192-3号

次の者に係る、令和8年度国民健康保険税納税決定通知書は、送達を受けるべき者の住所及び居所が共に不明であるから、地方税法第20条の2の規定により、公示送達する。

送達すべき納税決定通知書は、滝川市市民生活部保険医療課に保管してあり、申し出によりいつでも送達を受けるべき者に交付する。

なお、この告示の日から起算して7日を経過したときは、納税決定通知書の送達があったものとみなす。

令和8年 6月25日

滝川市長 前田 康吉

記

住所



氏名 浅沼 好晴